

令和3年度 第2回浦安市いじめ対策調査委員会 会議録

1 開催日時

令和3年10月25日(月) 午後6時00分～

2 開催場所

市役所4階会議室S5・S6

3 出席者

(委員)

川義郎委員長、黒川雅子副委員長、稲見憲子委員、志摩一美委員、高橋教委員  
(教育委員会職員)

鈴木忠吉教育長、醍醐恵二教育総務部部長、高柳幸志教育総務部次長、

丸山恵美子教育総務部次長、楨伸一教育総務部副参事(教育総務課課長)、

宇田川知久教育政策課課長、溝上澄人保健体育安全課長

大和利光学務課課長、長野栄一指導課課長、佐瀬久代教育研究センター所長

(事務局)

村上陽子主幹、鈴木俊之副主査、新井裕子主任主事、林健太郎主任主事

4 傍聴者

1名

5 議題

(1) 第1回いじめ対策調査委員会会議録(案)について

(2) 令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について

(3) いじめ防止等の取組状況について

(4) 町田市におけるGIGA端末を利用したいじめ問題について

(5) 審議・協議事項(非公開)

6 議事の概要

(1) 第1回いじめ対策調査委員会会議録(案)について

第1回いじめ対策調査委員会会議録(案)について、事務局から説明した。

(2) 令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について、事務局から説明した。

(3) 令和3年度本市におけるいじめ防止等の取組状況について

令和3年度本市におけるいじめ防止等の取組状況について、事務局から説明した。

(4) 町田市におけるGIGA端末を利用したいじめ問題について

町田市におけるGIGA端末を利用したいじめ問題について、事務局から説明した。

(5) 審議・協議事項(非公開)

(6) 諸連絡

7 会議経過

議題(1) 第1回いじめ対策調査委員会会議録案について、事務局から説明した。

【委員】会議録案について、何かありますか。

【委員】ないようですので、第1回いじめ対策調査委員会会議録案については確定します。議題(2) 令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について、事務局から説明した。

【委員】以上の報告に関して何かご質問、ご意見はありますか。

【委員】資料3 ページの暴力行為の態様についてどう捉えているか。

【委員】暴力行為については過去5年くらい中学校、高校は微減を続けている中、小学校だけが増えている状況である。全国的に小学校の児童間暴力は多くなっており、これについて文科省は、特定の児童が複数回カウントされている場合もあると分析をしている。市内のある学校で80件以上の暴力行為があったと説明があったが、もったいば特定の児童が多くカウントされている可能性もある。これは学校の指導力の問題というより、その児童の特性の問題を抱えているということでもある。

【教育長】今委員が言われたことはその通りだと思う。さらに発達障害が関わってくる場合も多いと感じている。突然暴力を振るう児童もいて、これからの時代はそのような児童に対してもきちんと指導できるようにならなければならないと思う。皆さんが関わるケースでは発達障害のある児童やそういった傾向のある児童に係る問題などはないか。

【委員】簡単には答えられないが、発達障害という概念はどこまでを病気として捉えるか難しいところがある。病気といっても社会のレベルによっても変わってくる。短期的にはそういった人に対して皆が協力して対応することで解決することも可能かもしれない。ただ捉え方はすごく難しい。

【教育長】特に低学年で衝動的に手が出るということが多くある。学校生活に慣れてくると、教師も児童の対応に慣れてきて児童の衝動性がだんだん少なくなってくるところがある。小学校1、2年生ではそういう傾向が強いように感じる。

【委員】これについてはすぐに理解できるものではないが、その子の特性として捉えるか、病気として捉えるかについて、みんなで共通認識を図ることが難しい。そういったものが逆に「あの子はこういう子だ」という壁を作ってしまうこともある。どこまでが特性でどこまでが個性かというのはあまりはっきりさせない方がよいところもある。周りの環境によってはどこまでを特性とするかが変わることもある。例えば、あるお母さんがこの子はどうしても病気として考えたい場合もあり、そういう場合は病気として捉えた方がいいこともある。また、先生によっては病気と考えないで柔軟に考える方もいる。きちんと理解した上でそれぞれの場面に応じて幅を持たせて対応することが大切である。

【委員】幼稚園や保育園ではそういう子はどうなっているか。さらにそういった子が多くいて1年次で暴力行為が発現して、それが2年次以降になるとだんだん収敛していくことになるのか。

【委員】小学校で発達障害と診断される子の中には、幼稚園の段階で集団に入っていくことができなかつたり、その前段階の親子関係の中で子どもの不安や遊び方に特徴があつたりするようなケースも多い。例えば、これはあまり学術的ではないが、運動神経が悪い子は、普通病気として扱うことはないと思う。でもこれは遺伝の影響をすごく受けているもので病氣的な要素もなくはない。それを運動神経が悪いからといって別の道に行くというのもおかしい話である。みんなと一緒に楽しめるレベル

まで周りが手伝ってあげるなどができれば大きな問題にならないはずである。幼稚園の段階ではコミュニケーションが苦手な子どもも当然いる。そういった子ども幼稚園の集団の中で先生や周りの子が協力すれば集団の中である程度改善する子もいる。小学校に上がってある程度知性がついてくれば、周囲とうまくやっていくやり方を身につけていって、改善する子もいる。小さい頃に特性があったとしても、それらを全て病気として扱わないで、環境や周りの支えによって改善するケースも結構ある。

【委員】ありがとうございます。ぜひ現場にフィードバックして活用してもらいたい。

【教育長】なぜそうした話をしたかという点、教育委員会で相談するケースでも、そういった特性的なことが背景にあることもある。コミュニケーションが苦手な集団から外れるといじめの対象となることもある。不登校もそうである。

【委員】運動音痴なども、それが関係なくなる年代まで成長したらずいぶん変わるものだと思う。特に小学校はみんなで付き合っていく社会だからコミュニケーションも求められるしいじめも発生しやすいといえる。ところが中学校では、ある程度自我が発達して、相手が誰であるか、その子が自分と合っているか強く考えるようになるので、あまり仲間外れということは起こらない。仲間外れが起こる前に友だちを選んでいるからである。そうすると一気に楽になる。年齢ごとに集団の特徴に変化が出るのではないか。

【委員】ありがとうございました。ほかにいかがか。

【委員】資料2ページのSLCへの相談件数で、令和2年度は児童生徒の相談件数より教職員の相談件数の方が増えている。先生方がきめ細かに子どもたちを見ていることの表れではないかと感じる。少しほっとしたところもあったが、この年は休校もあって先生方に少しゆとりがあったのかなと思う。先生方にゆとりがあると、もっと子どもたちのことを気にかけることができるということだろうか。

【事務局】ご指摘の通りである。令和2年度は教職員の相談件数も多い状況だったことから、いじめ以外のことについてもきめ細かくカウンセラーと連携していた状況である。

【委員】休校中はゆとりがあったという指摘についてはどうか。

【事務局】休校期間中カウンセラーは在宅勤務で電話相談等に対応していた。教職員の相談は休校期間が終わった後のことである。

【委員】先生方の中に精神的なゆとりもあったのだと思う。

【委員】日頃ゆとりがあまりなくて、こういった時にあるという理解でいいかは何とも言えないが、教職員の相談件数が上がっているということは評価してよいということではないか。

議題(3) 令和3年度本市におけるいじめ防止等の取組状況について、事務局から説明した。

【委員】資料8ページの「みんなで考えよう、スマートフォン」はどのような講座か。

【事務局】メッセージのやり取りができるSNSアプリを使った架空事例を取り扱っていた。ある生徒がメッセージの一部を切り取ったものを自身のSNSにアップしてしまい、それを見た周りから反感を買っていじめに繋がってしまうというもので、それを見て参加者が問題点を話し合うという内容である。その他、撮影した動画を動画投稿サイトなどにアップすることの危険性について考えるような内容もあった。

【委員】先生方というのは大学で勉強したり色んな経験を積んだりして、児童生徒よりも

その分野に精通していることを前提に教えているが、スマホに関して言えば、児童生徒の方が操作のスキルや親しみ方などに長けている子もいる中で、先生方が何を指導できるのか難しいと思う。彼らの方が知っていることが多い中、どう教えればいいのか。大学でも、先生よりも学生の方が知っているということはないか。もちろん炎上事例などは先生の方が知っているかもしれないが、使い方などは学生の方が知っているのではないか。

【委員】 大学の場合はスマホの使い方等で学生に対して指導の対象にならないところがある。もちろん学生から相談や告発等があれば対処するというのはあるが、その場合は小中高と同じような指導方針をとるのではないか。

【委員】 大学ではどのような指導をしているのか。

【委員】 基本的に小中高と同じである。相手を誹謗中傷しないということや、自分が加害者にも被害者にもなりうるということを指導する。最近では、現場の教員が教育実習生と指導のためにLINEを交換することもあるが、大学としては、交換をやめるよう指導しているところである。保護者の監督下にある子どものスマホに対し学校が「持ってください」とは言えないので、持たせるか持たせないかの判断は保護者にある。ただそこでトラブルが発生すれば、学校の先生に何とかしてと跳ね返ってくるという問題になる。だから教育現場としては、事前に起こりうる問題を予見しておくことが大切である。同時に保護者の責任下でもあるということ伝えていくことが大切だと思う。だが実際に問題が起きた場合は、教員が子どもに踏み込んで指導していくことも必要だと思う。

【委員】 そのほかいかがか。

【委員】 人権擁護委員として関わったことについて報告も含めて話をする。中学生の人権作文コンテストで浦安市から市川協議会の最優秀賞に選ばれた子がいた。内容は人種差別で自分がアメリカに行ったときにどういった差別を受けたかというものだった。他の私立中学校に行った生徒も同じくオランダに行った時のことについて書いていた。それから、人権標語では2000点を上回る応募があり、その審査の中で話題になった標語があった。「ホームレス 笑うあなたは ハートレス」「悪口は 心をこわす ブルドーザー」。特に意識していないと見過ごしてしまうところだが、ここではブルドーザーを作った人や使った人にも目を向けていくことが大切で、それが相手を敬う気持ちを育てることになると思う。こういったこともいじめ問題と繋がってくるのではと思った。

【委員】 今回紹介のあった内容はいじめ対策の教材としてとても良いと思うが、いじめた側の気持ちをどれだけ扱えているかが気になる。もちろんいじめた側のことを簡単に扱ってしまうといじめた側を肯定することにもなってしまうので扱いは難しい。誰にでも起こりうることだが、相手のどういったところに怒ったかについて、しっかりと目を向けるべきである。例えば自分に対して否定的なことを言ったからやったとか、遊びにうまく協力してくれないから仲間外れにしたとか様々な理由はあるが、それに対して怒る気持ちについては肯定しても、いじめという解決法は良くないという次のステップに進むべきである。そうやって怒る気持ちを認めてあげることが、直接自分たちでいじめるのではなく、例えば先生に頼むという道もあるということを考えることに繋がるのではないか。

- 【委員】いじめ問題は昔からある問題だが、人の心の中には「いじめ小人」と呼ばれるものが住んでいる。例えばAをBがいじめたとすると、Bは自分のいじめを正当化するために仲間を見つけ、取り込んでいく。だから仲間になって巻き込まれないように幼児期からしっかりと教えていただきたい。巻き込まれたら同じ罪を犯していることになるので教えて欲しい。私は思春期の子どものいじめをよく扱うが、この年代のいじめは本当に犯罪だと思う。人生に関わるようなダメージを受けるという意味では立派な犯罪である。いじめをする子をゼロにすることは不可能だと思うが、それに巻き込まれないという教育を先生方にしっかりとやっていただきたい。
- 【委員】巻き込まれないためにはどうしたらよいか。
- 【委員】なんかおかしい、という直感を一人一人が大事にするということである。あそこまで言わなくてもいい、と良心で思ったことを大事にしてほしい。そしてそれを先生が支援することが大切だと思う。いじめは数の問題でもあることから、おかしいと思う人が増えると「いじめ小人」を前面に出していたBはだんだん力をなくしていつかいじめは他の形に変わっていくと思う。
- 【委員】そういう子たちは巻き込むのがうまいところがある。自分が手を下さないでも実質的な支配者でありながら、手を下すのはその子分たちだったりする。
- 【委員】巻き込むのがうまいといっても、おかしいと思う子が増えてくると巻き込もうとしても中々難しくなるのではないか。
- 【委員】防止策というのでも階層的に行う必要がある。うまくすり抜けたいじめも出てくることから、周りの大人たちが対応したり、さらにすり抜けていったものに対して別の対応をしたりするというように事案によって対応は変わってくる。
- 【委員】ともかく巻き込まれたらまずいという意識があれば少しはブレーキになると思う。今自分が巻き込まれていると気づくことが大切なのではないか。
- 【委員】児童生徒のレベルで自分は巻き込まれていると気づけるかどうか。成り行きの中で関係性が出来上がってしまうと難しいのではないか。
- 【委員】あれはやりすぎだという直感をどれだけ大事に出来るかだと思う。
- 【委員】だいたいやりすぎだと思いながら巻き込まれていって事件に至る場合もあるし、そのまま卒業を迎えて事件化しないこともある。私たちとしてもどう対処するべきかを伝えなければいけないので、また次回以降に提言してもらいたい。
- 【委員】そういった葛藤している子たちの中には人権作文に書いてくることもある。それで最優秀賞になった子の内容をドラマ化したものを動画として今年浦安市の中学校で観てもらった。子どもたちが作文などで訴えてきたものについては、何とかして子どもたちに返そうという取組が始まっている。
- 【委員】いじめる側にもどういった心理的な問題を抱えているかについて教員の方で焦点を当てながら対応していくのも大事だと思う。いじめでしか表現できないストレスがあるのかもしれない。
- 【委員】大変かもしれないがぜひこういった提言を今後活かしてってもらいたい。

議題(4) 町田市におけるGIGA端末を利用したいじめ問題について、事務局から説明した。

【委員】今回この議題を提示した趣旨について伺いたい。

【事務局】報道ではタブレットのパスワードが全員同じだったとか、IDが誰でもわかるよう

になっていたということが大きく取り上げられているが、問題の本質はそこではないと捉えている。市としては、管理面をきちんとするだけでなく、タブレットだろうがスマホだろうが、人を傷つけることはいけないということについてきちんと教育しなければならぬと思っている。タブレットの方に話がいつてしまうところがあるが、問題の本質的なところについて先生方がどのように捉えているか伺いたいと考えている。

【委員】これについてはいかがか。

【委員】人を傷つけてはいけないということが本質的な問題であることは言うまでもないことである。教育の世界では、未来に希望を持つのが大原則であるため、性善説に立って物事を考える。GIGAスクール構想においても、タブレットを文房具のように扱っていける世界がやってくるという光り輝く未来を描いている。それがコロナの影響で予算がつくのが少し早くなって、一気に導入されたようなところがある。スマホのいじめであっても、学校現場がこれだけ苦労しているのだから、タブレットについてもきちんとその光と影の部分を見極める必要がある。影の部分とは、スマホと違って学校が持たせるという点である。だからその監督責任は学校にあるはずなのだが、そのところが抜け落ちて光の部分にだけ注目が集まって、一気に導入が進んでしまったところがある。それで事件が起きてしまって、今学校は管理をしっかりしないといけないと猛省している段階である。このように教育では様々な面で光と影のバランスを見失う部分があるため、影の部分についてしっかりと時間をかけて議論をしていく必要がある。

【委員】スマホにおけるネットいじめはこれまでもあったが、これと学校が配ったタブレットによるいじめとの違いはどのようなところなのか。またどのようなことを教育委員会は気にしなければいけないか。

【委員】子どもが学校から配られたタブレットでネットいじめをするという発想を持っていた教育者がどれくらいいたかという、ほとんどいなかったと思う。国も含めそれを議論の焦点としていなかったように思う。だからこそ、真偽は定かではないが町田市のようにタブレットのIDを子どもの出席番号などで配ったりしたときに、小学生が他人になりすましてログインしていくということを想定していなかったのではないか。そういった大人の想像をゆうに超えたことを子どもがやっているということをしつかりと受け止めなければいけない。

【委員】でも普通に考えて、IDは出席番号順に振るだろうし、初期パスワードはこうだから自分で変えてくださいというのが違和感ある対応だとは思わない。パスワードをきちんと変えたかどうかをチェックしていなかったことが問題だと思う。だからこれから浦安市で導入する際も、ID等が出席番号でも問題はないと思うが、なりすましを防止するためにもパスワードをちゃんと変えたかどうかチェックできればこの問題は防げると思う。

【委員】委員の言うとおりでと思う。一つ付け加えるならば、いじめたい気持ちが何なのかということである。いじめたい気持ちというのは人間が本能的に持っているもので、群れの中で合わないものを排除しようとしたり、群れの中でトップに立ちたいと思ったりすることと同様である。それはある意味健康的なことではあるが、その気持ちを正しく健康的な方向に導いてあげられるかが大切で、それは親の責任だろうと思う。

子どもが幼稚園で汚い言葉を覚えて帰ってくるなどということはいくらでもあるが、それを親の前で言うと、そんな言葉は使っちゃだめだと言う。ネットは大人の社会では匿名性のよさがあるものの、子どもの社会では、未熟なままでどんどん他人を傷つけてしまうところがある。小学校期間において、このような経験をすることが適切かと言われると疑問が残る。確かにネットは便利ではあるが、チャットをするにしても先生が監視するのを前提にして、自分たちだけで話したいことはまだ直接話した方が適切だと思う。だからどこまで自由を与えるかは考えるべき問題だと思う。

【委員】教員や公権力がチャットなどネットに加担するということは、通信の秘密の問題は生じないのか。

【委員】教育活動下においてやるのであれば問題はないのではないかと。プライベートまで管理するということは、先生たちにもできないことなので、その設定の中でやるのならば、容認される可能性は極めて高い。

【委員】この時間の中でしかチャットは使えないということか。

【委員】そうである。ただ、もしプライベートな時間でも使うことが出来るということになると、仮に問題が起こったとしても、もとは学校が配ったものですよと保護者の方になってしまう。

【教育長】当初のGIGAスクール構想というのは、教育課程の中でたくさん使うことを前提としていたはずである。しかしコロナで学校を休業にしたら、それを使いましょうというようになってしまった。それで今保護者も家でできるからタブレットを配ってほしいと言うようになった。本市では議会でも授業ではなく学習の道具として配っていると答弁している。授業という言葉になると、学校に来て使うものという印象を持たれてしまうからだ。

今回委員の言う光の部分に焦点が当てられて急速にタブレットの導入が進んできたが、未熟な子どもとは言いが、大人もそういったことをやっている。匿名性をいいことに、自殺にまで追いやっている。そういった意味では、子どもと学校だけが悪者になっているように感じる。今日のみなさんの話を聞いて、タブレットについてどこまで自由を認めるべきか、教育活動下で扱うかどうかといった点も意識する必要があると考えさせられた。

子どもを守る上で、スマホなど個人の持ち物に関することや家庭で行われていることについては、学校の指導にも限界がある。そういった意味で今はものすごく難しい局面に来ていると言える。今回は貴重な意見をありがとうございました。

【委員】皆さんそれぞれに知見のある方なのでいろんな意見がある。ネット社会はまだまだ未文化なところがあり、ルールもこれからどんどん変わってくる。先生方が教育活動を進める上で穴になるところなどは、ぜひ我々にも相談していただければと思う。

事務局から連絡事項を伝え、閉会。

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 鈴木俊之  
電話 047-351-1111 (内線) 19216